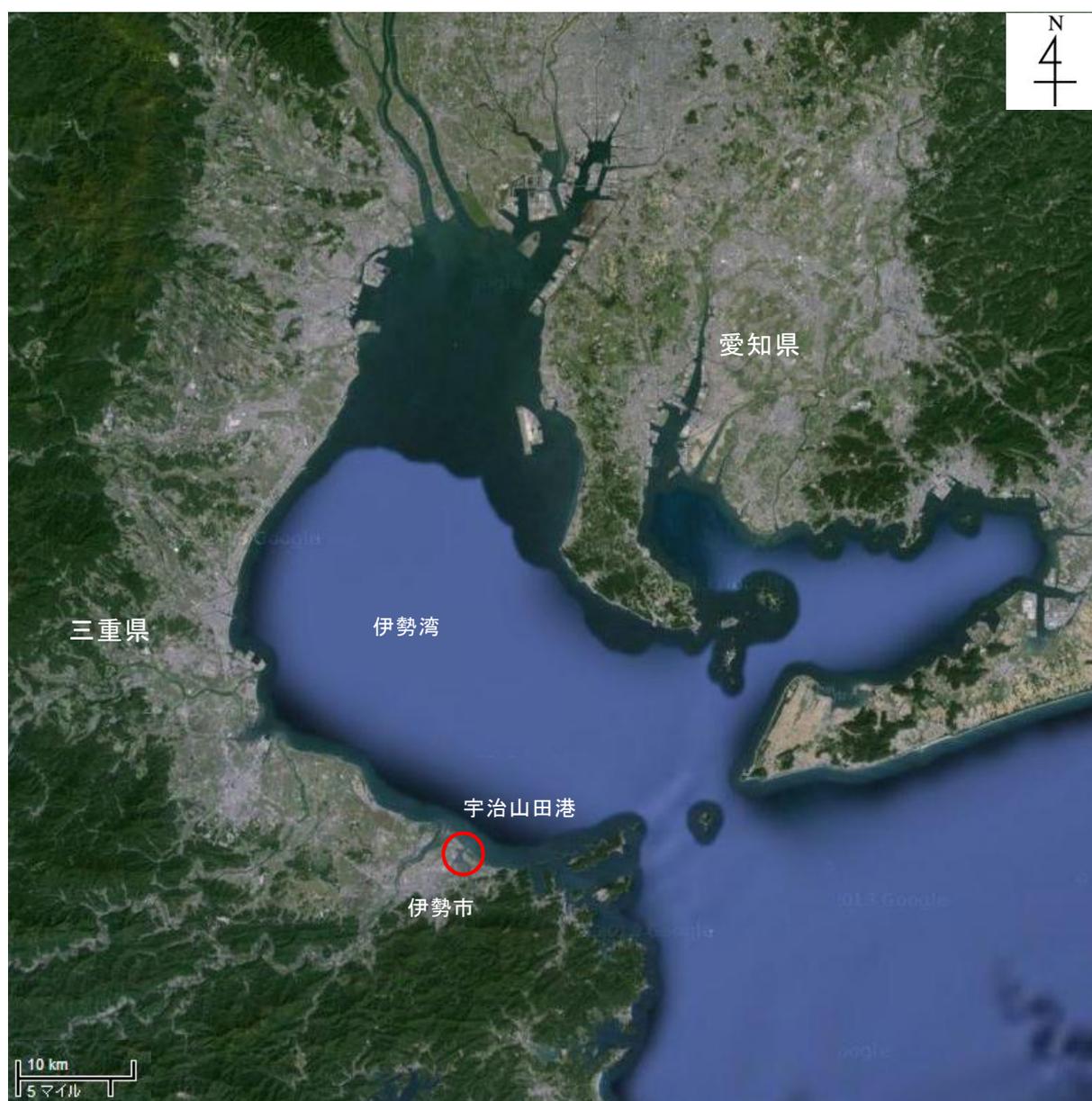


添付書類－ 1 廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画

海洋投入土砂が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第10条第2項第5号口の政令に規定する水底土砂で、政令で定める基準に適合していることを示す資料

(1) 海洋投入処分の対象とする水底土砂の浚渫場所

浚渫場所は三重県内の伊勢湾に面する宇治山田港の航路である。図1.1に港湾位置図、図1.2に浚渫位置図を示す。



出典) google map (平成26年1月閲覧)

図1.1 海洋投入処分の対象とする水底土砂の浚渫場所(港湾位置図)

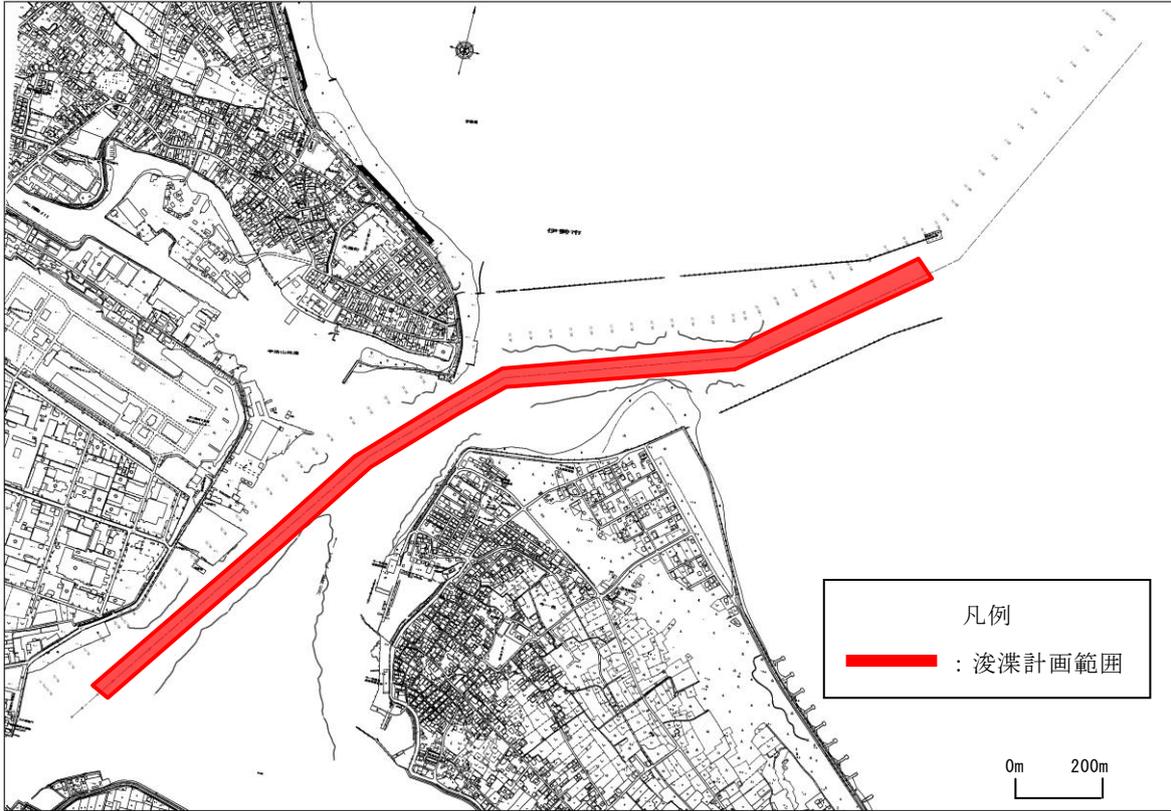


図 1.2 海洋投入処分の対象とする水底土砂の浚渫計画範囲

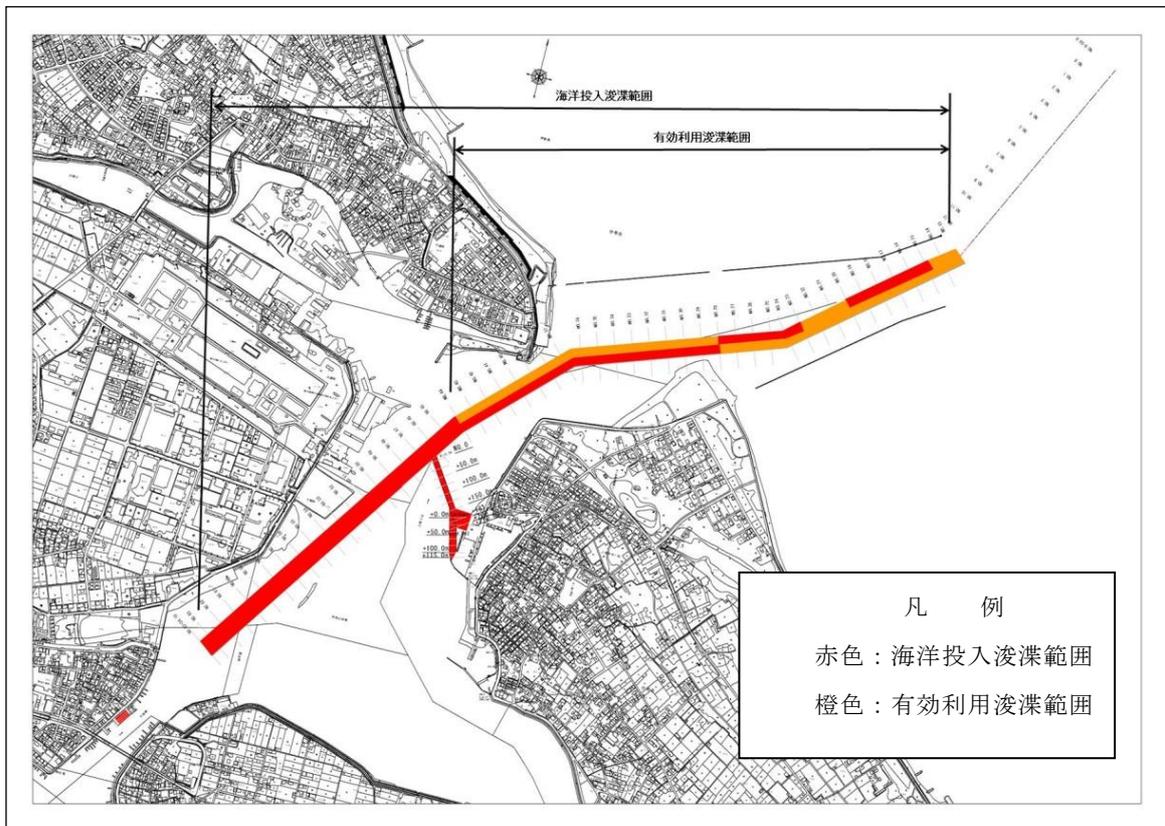


図 1.2.1 浚渫範囲

(2) 政令で定める基準の適合状況

海洋投入処分の対象とする水底土砂の底質調査分析結果について、宇治山田港の試料採取地点を図 1.3 に分析結果を表 1.1 に示す。

採取地点は、浚渫範囲の土砂の特性を網羅できるよう、湾口、湾奥と航路を縦断的に等分する地点を設定した。なお、当初計画では泊地も含めて浚渫する予定であったため、泊地である No. 4 および No. 5 において調査を行っている。No. 5 については、No. 3 および No. 6 から比較的近い地点であるため、No. 3～No. 6 間を代用する目的で記載をしており、No. 4 については、宮川派川大湊川からの合流地点であるため、流入部における土砂の特性を把握する目的で結果を記載している。また、泊地浚渫箇所 No.8、仮航路浚渫箇所 No.9 において調査を行っている。

採取土砂の分析結果より、浚渫計画地点の底質はいずれも、「水底土砂に係る判定基準」^{※1} を全て満足している。また、浚渫場所は三重県の太平洋沿岸であることから「指定水底土砂」^{※2} に該当しない。

よって、海洋投入処分の対象とする水底土砂は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号ロの政令で定める基準に適合した一般水底土砂である。

加えて、廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件（平成 17 年 9 月 22 日 環境省告示第 96 号）別表第 4 に示されたクロロフォルム、ホルムアルデヒドに関する分析結果を表 1.3 に示す。分析結果より、包括的評価の実施の判断基準とする濃度を下回っていることを確認した。

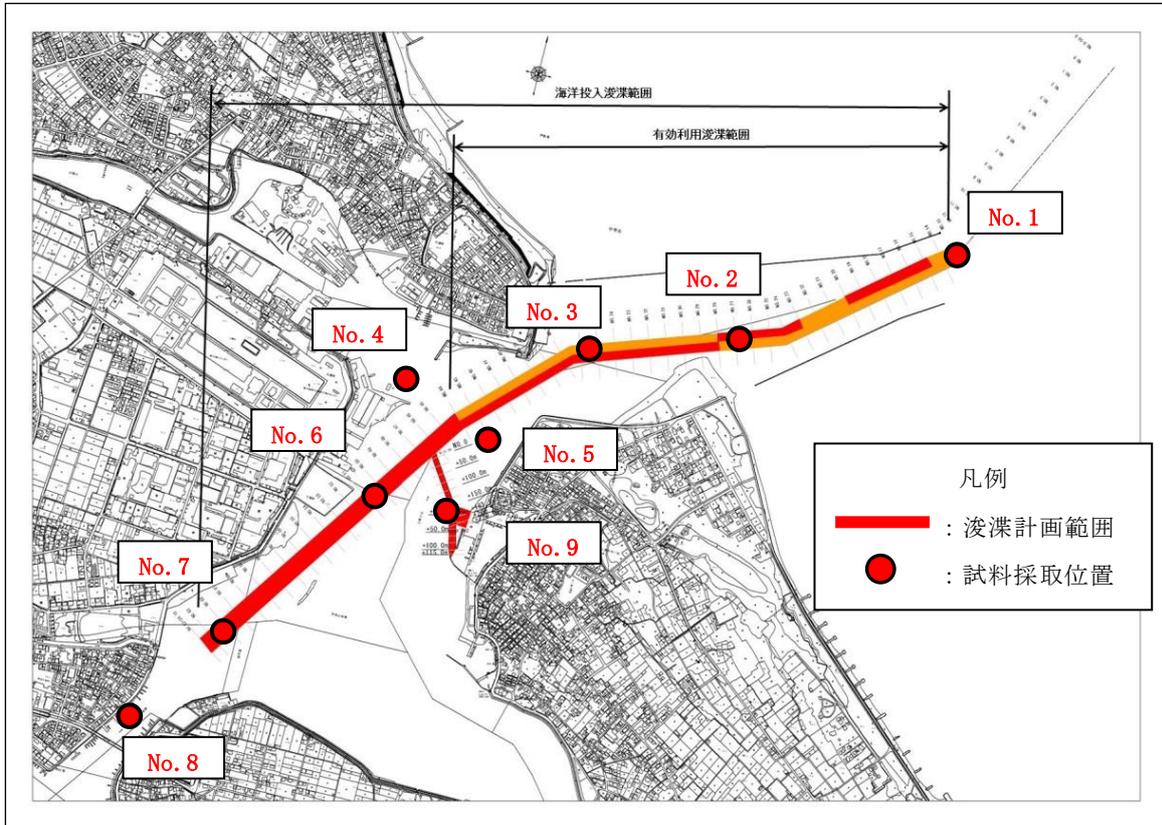
※1 「水底土砂に係る判定基準」

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 総理府令第 6 号）により定める水底土砂に係る判定基準および、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令 201 号）により定める「特定水底土砂」の判定基準

※2 「指定水底土砂」の判定基準

環境大臣が指定する水域（田子の浦港、三島・川之江港、金生川）から除去された水底土砂のうち、熱しゃく減量が 20%以上の状態にあるもの。（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 17 年政令 209 号）、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項第一号の規定に基づく指定水底土砂に係る水域指定」（昭和 48 年環境庁告示第 18 号））

図 1.3 底質の試料採取位置



※1 浚渫幅 50m、延長 2530m 程度

※2 試料は図示した箇所のうち、円内の中央部で採取した。

※3 「No. 4」「No. 5」は浚渫計画範囲外である泊地で採取している。※1 浚渫幅 50m、延長 2530m 程度

表 1.1 水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日：No.1～No.4 平成 25 年 4 月 10 日
No.5～No.7 平成 25 年 4 月 11 日)

No.	項目	単位	判定基準	No. 1		No. 2		No. 3		No. 4		No. 5		No. 6		No. 7	
				分析結果	判定												
1	カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満	○												
2	鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満	○												
3	六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	0.05未満	○												
4	ヒ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満	○												
5	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと (0.0005未満)	検出せず (0.0005未満)	○												
6	水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	0.0005未満	○												
7	有機りん化合物	mg/L	1以下	0.1未満	○												
8	シアン化合物	mg/L	1以下	0.1未満	○												
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	0.0005未満	○												
10	銅又はその化合物	mg/L	3以下	0.1未満	○												
11	亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	0.1未満	○												
12	ふっ化物	mg/L	15以下	0.5未満	○												
13	ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	0.5未満	○												
14	クロム又はその化合物	mg/L	2以下	0.05未満	○												
15	ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	0.03未満	○												
16	バナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	0.5未満	○												
17	有機塩素化合物	mg/kg	40以下	4 未満	○												
18	チウラム	mg/L	0.06以下	0.006未満	○												
19	シマジン	mg/L	0.03以下	0.003未満	○												
20	チオベンソカルブ	mg/L	0.2以下	0.02未満	○												
21	セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満	○												
22	トリクロエチレン	mg/L	0.3以下	0.03未満	○												
23	テトラクロエチレン	mg/L	0.1以下	0.01未満	○												
24	ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	0.02未満	○												
25	四塩化炭素	mg/L	0.02以下	0.002未満	○												
26	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	0.004未満	○												
27	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2以下	0.02未満	○												
28	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	0.04未満	○												
29	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	0.3未満	○												
30	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	0.006未満	○												
31	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.02以下	0.002未満	○												
32	ベンゼン	mg/L	0.1以下	0.01未満	○												
33	ダイキシン類 溶出試験	pg-TEQ/L	10以下	0.016	○	0.072	○	0.043	○	0.041	○	0.055	○	0.051	○	0.1	○

※「検出されないこと」とは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年 総理府令第 6 号）の規定に基づき環境大臣が定める方法により検出した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 1.1 水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日：No.8 平成 26 年 6 月 16 日
No.9 平成 27 年 3 月 4 日)

項 目	単 位	判定基準	No.8		No.9	
			分析結果	判定	分析結果	判定
1 カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満	○	0.01未満	○
2 鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満	○	0.01未満	○
3 六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	0.05未満	○	0.05未満	○
4 ひ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満	○	0.01未満	○
5 アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと (0.0005未満)	検出せず (0.0005未満)	○	検出せず (0.0005未満)	○
6 水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	0.0005未満	○	0.0005未満	○
7 有機りん化合物	mg/L	1以下	0.1未満	○	0.1未満	○
8 シアン化合物	mg/L	1以下	0.1未満	○	0.1未満	○
9 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	0.0005未満	○	0.0005未満	○
10 銅又はその化合物	mg/L	3以下	0.1未満	○	0.3未満	○
11 亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	0.1未満	○	0.2未満	○
12 ふっ化物	mg/L	15以下	0.5未満	○	1.5未満	○
13 ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	0.5未満	○	0.2未満	○
14 クロム又はその化合物	mg/L	2以下	0.05未満	○	0.2未満	○
15 ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	0.03未満	○	0.2未満	○
16 ハナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	0.5未満	○	0.2未満	○
17 有機塩素化合物	mg/kg	40以下	4 未満	○	4 未満	○
18 チウラム	mg/L	0.06以下	0.006未満	○	0.006未満	○
19 シマジン	mg/L	0.03以下	0.003未満	○	0.003未満	○
20 チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	0.02未満	○	0.02未満	○
21 セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満	○	0.01未満	○
22 トリクロエチレン	mg/L	0.3以下	0.03未満	○	0.002未満	○
23 テトラクロエチレン	mg/L	0.1以下	0.01未満	○	0.002未満	○
24 ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	0.02未満	○	0.002未満	○
25 四塩化炭素	mg/L	0.02以下	0.002未満	○	0.002未満	○
26 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	0.004未満	○	0.002未満	○
27 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	0.02未満	○	0.002未満	○
28 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	0.04未満	○	0.002未満	○
29 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	0.3未満	○	0.002未満	○
30 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	0.006未満	○	0.002未満	○
31 1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.02以下	0.002未満	○	0.002未満	○
32 ベンゼン	mg/L	0.1以下	0.01未満	○	0.002未満	○
33 1,4ジオキサン	mg/L	0.5以下	0.05未満	○	0.05未満	○
34 ダイキシン類 溶出試験	pg-TEQ/L	10以下	0.1	○	2	○

※ 「検出されないこと」とは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和 48 年 総理府令第 6 号)の規定に基づき環境大臣が定める方法により検出した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 1.2 水底土砂の分析方法

項目	分析方法	
アルキル水銀化合物	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下、「環告第 59 号」という)付表 2 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号(以下、「環告第 64 号」という)付表 3	
水銀又はその化合物	環告第 59 号付表 1	
カドミウム又はその化合物	日本工業規格(以下、「JIS」という)K0102(1998)55	
鉛又はその化合物	JISK0102(1998)54	
有機りん化合物	環告第 64 号付表 1 又は JISK0102(1998)31.1 のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルメソにあっては環告第 64 号付表 2)	
六価クロム化合物	JISK0102(1998)65.2	
ひ素又はその化合物	JISK0102(1998)61	
シアン化合物	JISK0102(1998)38 ただし 38.1.1 は除く	
P C B (ポリ塩化ビフェニル)	環告第 59 号付表 3 又は JISK0093(1995)	
銅又はその化合物	JISK0102(1998)52	
亜鉛又はその化合物	JISK0102(1998)53	
ふつ化物	JISK0102(1998)34	
トリクロロエチレン	昭和 48 年環境庁告示第 14 号(以下、「環告第 14 号」という)別表 2 又は JISK0125(1995)5.1、5.2、5.3.2 若しくは 5.4.1	
テトラクロロエチレン	環告第 14 号別表 2 又は JISK0125(1995)5.1、5.2、5.3.2 若しくは 5.4.1	
ベリリウム又はその化合物	昭和 48 年環境庁告示第 13 号別表 7	
クロム又はその化合物	JISK0102(1998)65.1	
ニッケル又はその化合物	JISK0102(1998)59	
バナジウム又はその化合物	JISK0102(1998)70	
有機塩素化合物	環告第 14 号別表 1	
ジクロロメタン	JISK0125(1995)5.1、5.2、5.3.2 又は 5.4.1	
四塩化炭素	環告第 14 号別表 2 又は JISK0125(1995)5.1、5.2、5.3.2 若しくは 5.4.1	
1・2-ジクロロエタン	JISK0125(1995)5.1、5.2、5.3.2 又は 5.4.1	
1・1-ジクロロエチレン	JISK0125(1995)5.1、5.2、5.3.2 又は 5.4.1	
シス-1・2-ジクロロエチレン	JISK0125(1995)5.1、5.2、5.3.2 又は 5.4.1	
1・1・1-トリクロロエタン	環告第 14 号別表 2 又は JISK0125(1995)5.1、5.2、5.3.2 若しくは 5.4.1	
1・1・2-トリクロロエタン	環告第 14 号別表 2 又は JISK0125(1995)5.1、5.2、5.3.2 若しくは 5.4.1	
1・3-ジクロロプロペン	JISK0125(1995)5.1、5.2、5.3.2 若しくは 5.4.1	
チウラム	環告第 59 号付表 4 (前処理の試料は 100mL)	
シマジン	環告第 59 号付表 5 (前処理の試料は 100mL)	
チオベンカルブ	環告第 59 号付表 5 (前処理の試料は 100mL)	
ベンゼン	JISK0125(1995)5.1、5.2、5.3.2 又は 5.4.2	
セレン又はその化合物	JISK0102(1998)67	
1,4 ジオキサン	環告第 59 号付表 7	
ダイオキシン類	溶出試験	JISK0312(1999)
	含有量試験	ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル

出典 1) 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和 48 年環境庁告示第 14 号) (ダイオキシン類の含有量試験を除く)

出典 2) 「ダイオキシン類特別対策措置法」(平成 11 年 法律第 105 号)

表 1.3 投入しようとする一般水底土砂の
告示※の別表第 4 に掲げる有害物質等の判定基準への適合状況

(試料採取日：No. 1～No. 4 平成 25 年 4 月 10 日
No. 5～No. 7 平成 25 年 4 月 11 日)

項目	単位	判定基準	No. 1		No. 2		No. 3		
			分析結果	判定	分析結果	判定	分析結果	判定	
1	クロロフォルム	mg/L	8 以下	0.001 未満	○	0.001 未満	○	0.001 未満	○
2	ホルムアルデヒド	mg/L	3 以下	0.008 未満	○	0.008 未満	○	0.008 未満	○

項目	単位	判定基準	No. 4		No. 5		
			分析結果	判定	分析結果	判定	
1	クロロフォルム	mg/L	8 以下	0.001 未満	○	0.001 未満	○
2	ホルムアルデヒド	mg/L	3 以下	0.008 未満	○	0.008 未満	○

項目	単位	判定基準	No. 6		No. 7		
			分析結果	判定	分析結果	判定	
1	クロロフォルム	mg/L	8 以下	0.001 未満	○	0.001 未満	○
2	ホルムアルデヒド	mg/L	3 以下	0.008 未満	○	0.010	○

(試料採取日 No. 8 平成 26 年 6 月 16 日
No. 9 平成 27 年 3 月 4 日)

項目	単位	判定基準	No. 8		No. 9		
			分析結果	判定	分析結果	判定	
1	クロロフォルム	mg/L	8 以下	0.001 未満	○	0.001 未満	○
2	ホルムアルデヒド	mg/L	3 以下	0.009	○	0.015	○

※「廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件」
(平成 17 年 9 月 22 日 環境省告示第 96 号)

表 1.4 告示の別表第 4 に掲げる有害物質等の分析方法

項目	分析方法
クロロフォルム	ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法
ホルムアルデヒド	ペンタフルオロベンジルヒドロキシルアミン塩酸塩誘導体化 ガスクロマトグラフ質量分析法

※「廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件」
(平成 17 年 9 月 22 日 環境省告示第 96 号)

(3) 新たな浚渫場所の試料の分析結果について (H27.9.7付け変更許可時点変更内容)

新たな浚渫場所の海洋投入処分の対象とする水底土砂の底質調査分析結果を表 1.5 に、同分析方法を表 1.6 に、浚渫計画地の試料採取地点を図 1.4 に示す。

採取地点の No. 8 については神社地区の泊地浚渫箇所であり、当該箇所の浚渫幅及び延長は規模が小さく、浚渫範囲内における土砂の堆積状況も大きな差が見られないことから、栈橋間(L=40m, W=15m)の中央部を代表点として、試料採取した。No. 9 については今一色地区の仮航路浚渫箇所であり、当該箇所は五十鈴川の蛇行部に位置しているため、同河川からの土砂が堆積していることが推察できることから、堆積が著しい陸側の仮航路浚渫中央部を代表点とした。

分析結果より、浚渫計画地点の底質は、「水底土砂に係る判定基準」を全て満足している。また、浚渫場所は前述の三重県の太平洋沿岸であることから「指定水底土砂」に該当しない。

よって、海洋投入処分の対象とする水底土砂は法第 10 条第 2 項第 5 号口の政令で定める基準に適合した一般水底土砂である。

加えて、廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件(平成 17 年 9 月 22 日 環境省告示第 96 号)別表第 4 に示されたクロロフォルム、ホルムアルデヒドに関する分析結果を表 1.7 に同分析方法を表 1.8 に示す。分析結果より、包括的評価の実施の判断基準とする濃度を下回っていることを確認した。

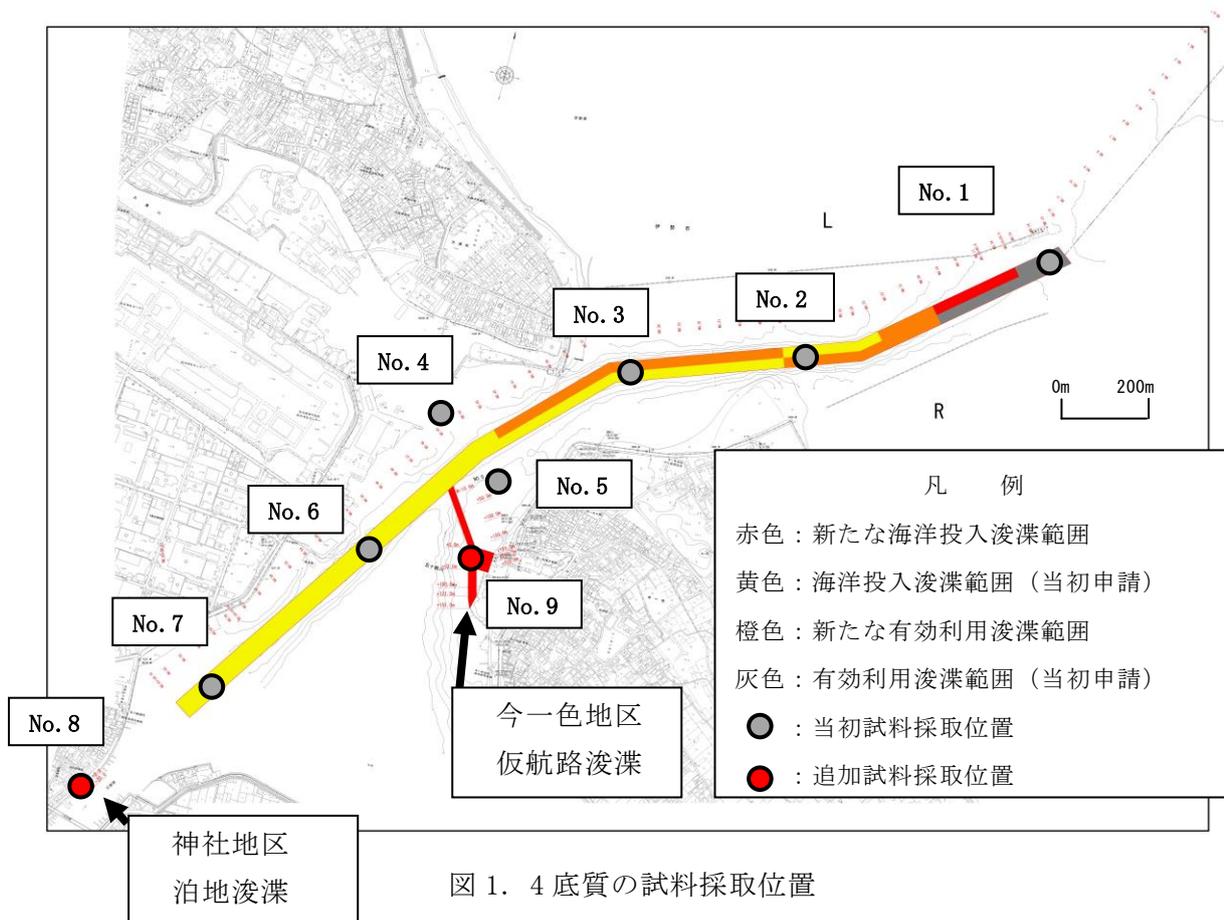


表 1.5 水底土砂の判定基準への適合状況

(試料採取日：No.8 平成 26 年 6 月 16 日
No.9 平成 27 年 3 月 4 日)

項 目	単 位	判定基準	No.8		No.9	
			分析結果	判定	分析結果	判定
1 カドミウム又はその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満	○	0.01未満	○
2 鉛又はその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満	○	0.01未満	○
3 六価クロム化合物	mg/L	0.5以下	0.05未満	○	0.05未満	○
4 ひ素又はその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満	○	0.01未満	○
5 アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと (0.0005未満)	検出せず (0.0005未満)	○	検出せず (0.0005未満)	○
6 水銀又はその化合物	mg/L	0.005以下	0.0005未満	○	0.0005未満	○
7 有機りん化合物	mg/L	1以下	0.1未満	○	0.1未満	○
8 シアン化合物	mg/L	1以下	0.1未満	○	0.1未満	○
9 ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003以下	0.0005未満	○	0.0005未満	○
10 銅又はその化合物	mg/L	3以下	0.1未満	○	0.3未満	○
11 亜鉛又はその化合物	mg/L	2以下	0.1未満	○	0.2未満	○
12 ふっ化物	mg/L	15以下	0.5未満	○	1.5未満	○
13 ベリリウム又はその化合物	mg/L	2.5以下	0.5未満	○	0.2未満	○
14 クロム又はその化合物	mg/L	2以下	0.05未満	○	0.2未満	○
15 ニッケル又はその化合物	mg/L	1.2以下	0.03未満	○	0.2未満	○
16 ハナジウム又はその化合物	mg/L	1.5以下	0.5未満	○	0.2未満	○
17 有機塩素化合物	mg/kg	40以下	4 未満	○	4 未満	○
18 チウラム	mg/L	0.06以下	0.006未満	○	0.006未満	○
19 シマジン	mg/L	0.03以下	0.003未満	○	0.003未満	○
20 チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	0.02未満	○	0.02未満	○
21 セレン又はその化合物	mg/L	0.1以下	0.01未満	○	0.01未満	○
22 トリクロエチレン	mg/L	0.3以下	0.03未満	○	0.002未満	○
23 テトラクロエチレン	mg/L	0.1以下	0.01未満	○	0.002未満	○
24 ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	0.02未満	○	0.002未満	○
25 四塩化炭素	mg/L	0.02以下	0.002未満	○	0.002未満	○
26 1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	0.004未満	○	0.002未満	○
27 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	0.02未満	○	0.002未満	○
28 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	0.04未満	○	0.002未満	○
29 1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	0.3未満	○	0.002未満	○
30 1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	0.006未満	○	0.002未満	○
31 1,3-ジクロロプロパン	mg/L	0.02以下	0.002未満	○	0.002未満	○
32 ベンゼン	mg/L	0.1以下	0.01未満	○	0.002未満	○
33 1,4ジオキサン	mg/L	0.5以下	0.05未満	○	0.05未満	○
34 ダイキシン類 溶出試験	pg-TEQ/L	10以下	0.1	○	2	○

※ 「検出されないこと」とは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和 48 年 総理府令第 6 号)の規定に基づき環境大臣が定める方法により検出した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 1.6 水底土砂の分析方法

項目	分析方法
アルキル水銀化合物	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下、「環告第 59 号」という)付表 2
水銀又はその化合物	環告第 59 号付表 1
カドミウム又はその化合物	日本工業規格(以下、「JIS」という)K0102 55.3
鉛又はその化合物	JIS K 0102 54.3
有機りん化合物	昭和 49 環告第 64 号付表 1
六価クロム化合物	JIS K 0102 65.2
ひ素又はその化合物	JIS K 0102 61.3
シアン化合物	JIS K 0102 38.3
P C B (ポリ塩化ビフェニル)	環告第 59 号付表 3
銅又はその化合物	JIS K 0102 52.4
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 53.3
ふつ化物	JIS K 0102 34.1
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.2
ベリリウム又はその化合物	昭和 48 年環告第 13 号別表 7 第 3
クロム又はその化合物	JIS K 0102 65.1
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102 59.3
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102 70.4
有機塩素化合物	昭和 48 環告第 14 号別表 1
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	JIS K 0125 5.2
1・2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.2
1・1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2
シス-1・2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2
1・1・1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2
1・1・2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2
1・3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.2
チウラム	環告第 59 号付表 4 (前処理の試料は 100mL)
シマジン	環告第 59 号付表 5 第 1 (前処理の試料は 100mL)
チオベンカルブ	環告第 59 号付表 5 (前処理の試料は 100mL)
ベンゼン	JIS K 0125 5.2
セレン又はその化合物	JIS K 0102 67.3
1,4 ジオキサン	環告第 59 号付表 7
ダイオキシン類	溶出試験
	昭和 48 環告第 14 号

出典 1) 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」 (昭和 48 年環境庁告示第 14 号) (ダイオキシン類の含有量試験を除く)
 出典 2) 「ダイオキシン類特別対策措置法」 (平成 11 年 法律第 105 号)

表 1.7 投入しようとする一般水底土砂の
告示※の別表第 4 に掲げる有害物質等の判定基準への適合状況

(試料採取日 No.8 平成 26 年 6 月 16 日

No.9 平成 27 年 3 月 4 日)

項目	単位	判定基準	No. 8		No. 9		
			分析結果	判定	分析結果	判定	
1	クロロフォルム	mg/L	8 以下	0.001 未満	○	0.001 未満	○
2	ホルムアルデヒド	mg/L	3 以下	0.009	○	0.015	○

※「廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件」
(平成 17 年 9 月 22 日 環境省告示第 96 号)

表 1.8 告示の別表第 4 に掲げる有害物質等の分析方法

項目	分析方法
クロロフォルム	ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法
ホルムアルデヒド	ペンタフルオロベンジルヒドロキシルアミン塩酸塩誘導体化 ガスクロマトグラフ質量分析法

※「廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件」
(平成 17 年 9 月 22 日 環境省告示第 96 号)

(4) 廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間、廃棄物の数量

本事業により、廃棄物の海洋投入処分しようとする期間、数量は以下のとおりである。

- ・ 廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間

平成 26 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日

- ・ 海洋投入処分期間において海洋投入をしようとする廃棄物の数量

130,000m³

- ・ 単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量

平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 7,800m³

平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 0m³

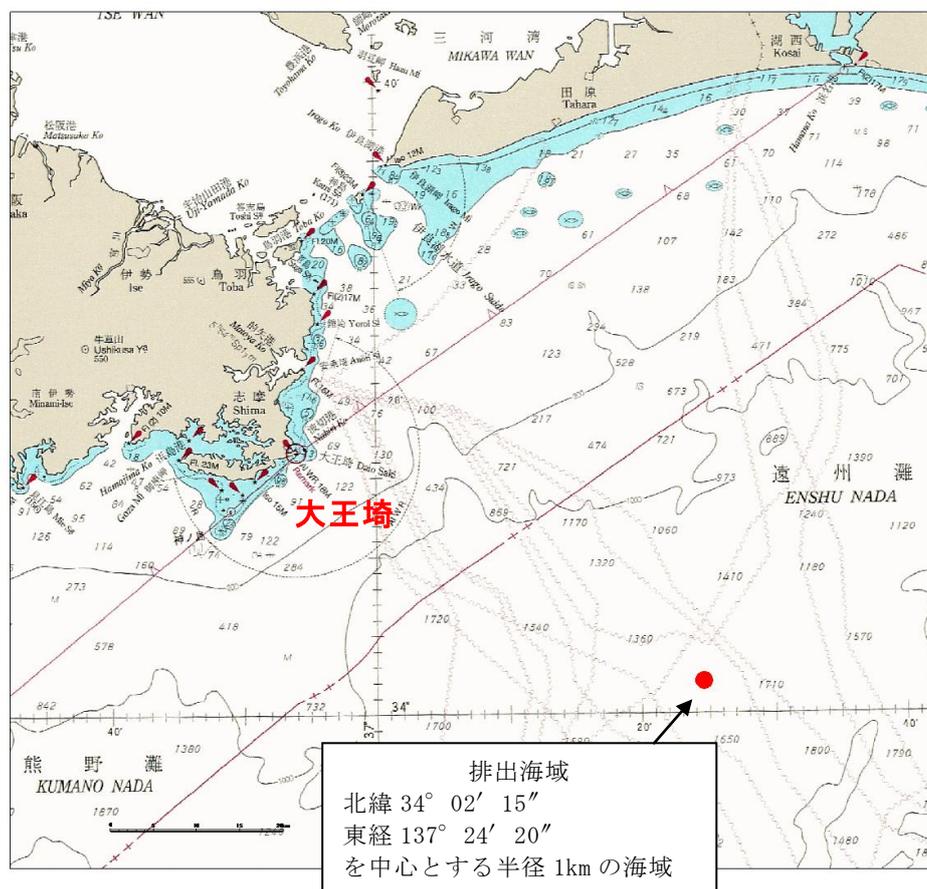
平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 25,000m³

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 40,000m³

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 57,200m³

(5) 廃棄物の排出海域

廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成17年9月22日環境省令第28号）第6条第1項別表に規定するIV海域のうち、廃棄物の排出海域は北緯34°02′15″東経137°24′20″を中心とした半径1kmの海域とする。



出典) 「海図 W61B 東京湾至潮岬」 (平成12年6月 海上保安庁)

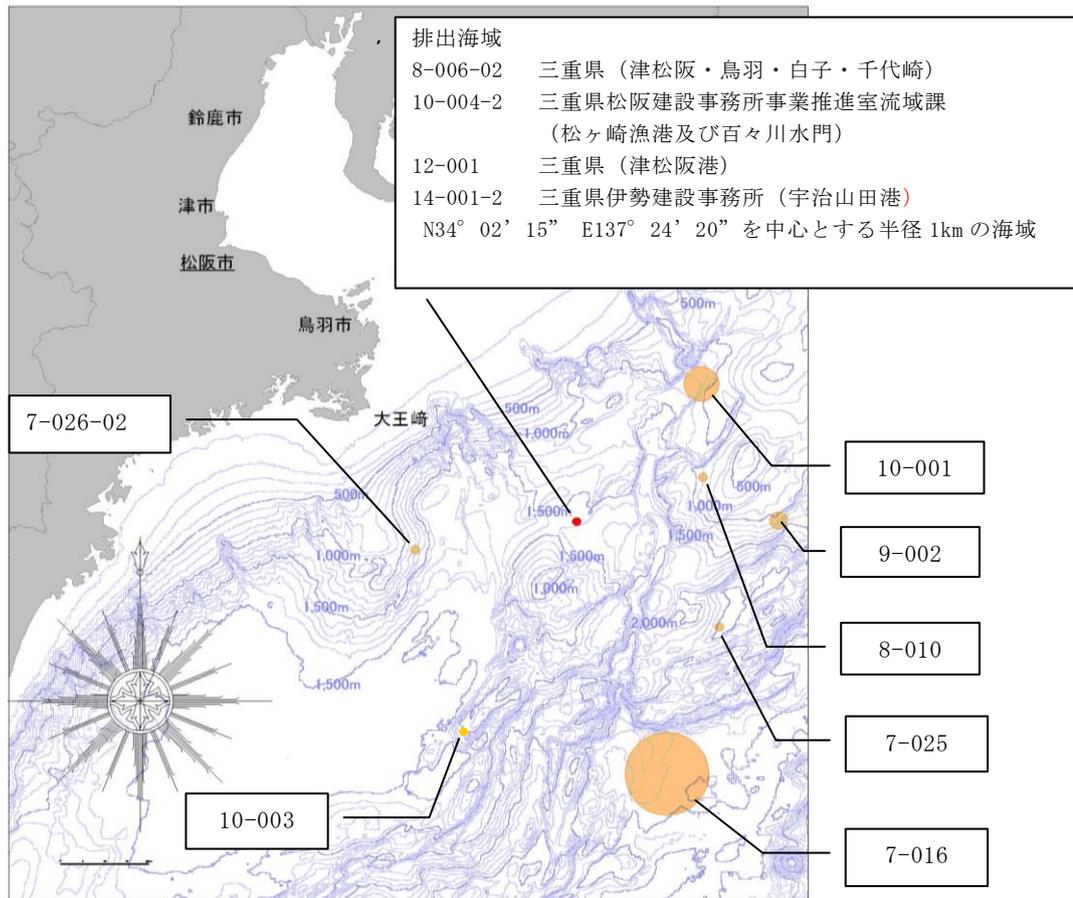
図 2.1 廃棄物の排出海域

排出海域は、漁業の実態やケーブル敷設状況などから、新規に他の海域を設定できなかったため、既許可(8-006-02, 10-004-2, 12-001)と同じ海域とした。また、排出海域の半径は以下の理由により 1km とした。

- ・ 海底への排出土砂の堆積厚を小さくする。
- ・ 排出海域および影響想定海域を大きくしない。
- ・ 排出船が風や吹送流により排出中に移動する可能性がある。

本事業の排出海域の近傍にて行われている他事業の廃棄物海洋投入処分事例を、環境省HPより確認した。その結果を図 2.2 に示す。本申請の排出海域と同一海域である事業は、許可番号 8-006-02, 10-004-2, 12-001 の 3 事業であり、その内、許可番号 10-004-2, 12-001 と処分期間が重複している。また、本申請と排出海域が同一である 3 事業（8-006-02, 10-004-2, 12-001）については、いずれも申請時に「初期的評価」を実施している。

以上より、許可番号 10-004-2, 12-001 との複合的な影響の検討による事前評価を行った。



許可番号	処分期間	会社名及び名称	排出海域
7-016	H19 4/1 ～H19 6/30	出光興産(株) 愛知製油所	N33° 31' 00" E137° 37' 00" を中心とする半径 9.5km の海域
7-025	H19 7/3 ～H19 8/31	JFE スチール(株) 知多製造所	N33° 31' 49" E137° 45' 00" を中心とする半径 1km の海域
7-026-02	H19 10/5 ～H20 7/31	コスモ石油(株) 四日市製油所	N33° 59' 00" E137° 00' 30" を中心とする半径 1km の海域
8-006-02	H20 4/1 ～H23 3/31	三重県 (津松阪・鳥羽・白子・千代崎)	N34° 02' 15" E137° 24' 20" を中心とする半径 1km の海域
8-010	H20 7/25 ～H20 8/15	日本金属工業(株) 衣浦製造所	N34° 07' 30" E137° 43' 00" を中心とする半径 1km の海域
9-002	H21 3/31 ～H21 6/30	昭和シェル石油(株) 碧南 LPG 基地	N34° 02' 00" E137° 54' 00" を中心とする半径 2km の海域
10-001	H22 1/4 ～H23 10/31	トヨタ自動車(株) 名古屋港・衣浦港	N34° 19' 00" E137° 43' 00" を中心とする半径 4km の海域
10-003	H22 9/1 ～H23 3/31	三重県 (鵜殿港)	N33° 41' 30" E137° 16' 30" を中心とする半径 1.1km の海域
10-004-2	H22 11/1 ～H26 10/31	三重県松阪建設事務所事業推 進室流域課 (松ヶ崎漁港及び百々川水門)	N34° 02' 15" E137° 24' 20" を中心とする半径 1km の海域
12-001	H24 1/15 ～H27 1/14	三重県 (津松阪港)	N34° 02' 15" E137° 24' 20" を中心とする半径 1km の海域

※ 表中赤枠は、本申請と同一の排出海域であり、排出期間が重複している許可事例を示す。

出典) 海洋投入処分許可発給状況、環境省
(http://www.env.go.jp/earth/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/senpaku.html) (平成 28 年 10 月閲覧)

図 2.2 予定排出海域近傍において海洋投入処分許可が発給された海域

(5) 廃棄物の排出方法

「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）」第 6 条で定める基準にそって以下のとおり排出する。

なお、浚渫箇所が追加になった部分も含め当初申請した排出方法と変更はない。

1) 投入手順方法

- ① グラブ浚渫船もしくはバックホウ浚渫船により海底を浚渫し、浚渫土砂をその場で横付けした土運船に積み込む。
- ② 浚渫土砂を土運船に規定量積み込んだ後、ガット船への積み替え場所（港内）に海上運搬する。
- ③ ガット船に浚渫土砂を積み替える。
- ④ 大王崎の南東の排出海域に向け、海上運搬する。排出海域までの所要時間は 5 時間程度である。
- ⑤ 位置を GPS 測位機により確認しながら、排出海域の海上に停船する。
- ⑥ 備え付けのグラブにより浚渫土砂を集中的に排出する集中式排出方法による排出を行う。航行中の排出はしない。
- ⑦ 1 回 1 隻当たりの排出に要する時間は 2～3 時間であるが、可能な限り時間の短縮に努め、濁りの拡散範囲を最小限にする。
- ⑧ 排出開始時および終了時に GPS により座標値を読み取り、排出開始・終了位置を排出船に備え付けの記録簿に記録する。



(バックホウ浚渫：水深が浅い場合)



(グラブ浚渫：水深が深い場合)



(ガット船)

図 3.1 浚渫及び海洋投入処分の状況（例）

海洋投入の実施に際しては、以下のとおり濁りの発生を抑えるための措置を講じると共に、排出状況を監視する。

- ①空中から土砂の投入を行わず、土砂の投入時は、グラブを水中で開放する。
- ②作業効率化のため、投入完了後、船倉は洗浄しない。
- ③投入作業中も作業船の位置を常に監視し、海流、風等により作業船が移動、投入海域から外れる可能性があるときは、投入作業を中断し、改めて投入海域内に移動する。なお、海域への排出状況について排出時に写真で記録する。

2) 使用船舶

使用する船舶について、以下に示す。

- ・グラブ浚渫船（鋼 5m³）：航路内の土砂を浚渫するために使用する。（水深が深い場合）
- ・バックホウ浚渫船（鋼 1m³）：航路内の土砂を浚渫するために使用する。（水深が浅い場合）
- ・土運船（鋼 650m³積）：浚渫した土砂をガット船に運搬するために使用する。
- ・ガット船（3,000m³積、1,000m³積）：浚渫した土砂を排出海域へ運搬し、海洋投入するために使用する。

3) 排出頻度等

海洋投入に使用するガット船は最大 3,000m³ 積みの船舶で、投入頻度は日 1 回の排出を予定している。ただし、3,000m³ 積ガット船が手配できなかった場合は、小さいガット船（1000m³ 積、最大 3 回/日）を使用することとなるが、日排出量の最大値は 3,000m³ 以下とし、投入間隔は 6 時間以上確保することとする。なお、前許可(8-006-02) の監視報告においても同様の排出頻度および間隔で濁りの残留が無いことが確認されており、また、既許可(10-004-2、12-001)の事前評価においても、同様の計画で濁りの影響がない予測結果である。

排出期間は工事の進捗に応じて設定する必要があるが、現時点で特定することができないが、漁期（海苔養殖）を外し、4月～8月の5ヶ月間で実施する。

排出期間、日排出量、排出頻度は表 3.1 のとおりである。なお、既許可(10-004-2、12-001)における松ヶ崎漁港・百々川および津松阪港からの投入と同日には実施しない。

表 3.1 投入計画

年次	単位期間	計画 投入量 m ³ /年	変更 投入量 m ³ /年	日最大投入量 m ³ /日
1 年次	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日	7,800	7,800	3,000
2 年次	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日	50,000	0	3,000
3 年次	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日	72,200	25,000	3,000
4 年次	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日		40,000	3,000
5 年次	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日		57,200	3,000

※1 年次、2 年次の変更投入量は実績数量を記載。